



4月10日(日)は **県** 議会議員選挙 4月24日(日)は **市** 議会議員選挙

投票時間▶午前7時～午後8時(河辺・雄和は午後7時まで)

県議会議員選挙

秋田市で投票できるかた…平成3年4月11日以前に生まれ、平成22年12月31日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた(3月26日以降に市内で転居するかたは、転居前の住所地の投票所で投票します)

秋田市へ転入したかた…今年の1月1日以降に秋田県内の市町村から秋田市に転入したかたは、前に住んでいた市町村で投票します。投票する際は、引き続き県内に住所があることを示す「証明書」が必要です。「証明書」は、各市町村の住民票担当窓口で無料で発行しています。

*前の居住地から投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票もできます。前に住んでいた市町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

市議会議員選挙

投票できるかた…平成3年4月25日以前に生まれ、今年の1月16日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた(4月9日以降に市内で転居するかたは、転居前の住所地の投票所で投票します)

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局
☎(866)2260

期日前投票

下記の市内9か所で期日前投票ができます。投票日に用事があるかたは期日前投票をご利用ください。

県議会議員選挙…4月2日(土)▶9日(土)
市議会議員選挙…4月18日(月)▶23日(土)

期日前投票所	投票時間
市役所分館(4階)	午前8時30分～午後8時
土崎支所 西部市民サービスセンター 河辺市民センター 雄和市民センター	午前8時30分～午後7時
岩見三内連絡所 大正寺連絡所	午前8時30分～午後5時
秋田駅西口2階ぼぼろーど イオンモール秋田3階	午前10時～午後8時

入場券の裏面を書いて くれば受付が簡単です!

投票所入場券の裏面に、期日前投票の「宣誓書」を印刷しています。あらかじめ記入してお持ちいただければ受け付けが簡単に済みます。
※右は、昨年の参議院議員選挙の入場券です。



春の火災予防運動 ……「消したかな」あなたを守る 合言葉

4月3日(日)～9日(土)

昨年、秋田市で起きた火災は83件で損害額は約1億6千万円です。ふだん忘れがちな火の恐ろしさを再認識し、絶対に火災を起こさないようにしましょう。

住宅防火 命を守る7つのポイント

- 寝たばこは絶対にしない
- ストーブは燃えやすい物から離して使う
- ガスこんろなど、火を使う器具のそばを離れるときは、必ず火を消す
- 住宅用火災警報器を設置する
- 寝具や衣類は防炎品を使用する
- 住宅用消火器などを設置する
- もしもに備え、隣近所の協力体制をつくる



住宅用火災警報器の早期設置を

建物火災で亡くなったかたの9割が住宅火災によるものです。また、その6割以上は逃げ遅れによるものです。火災をいち早く知り素早く避難するため、住宅用火災警報器を設置しましょう(設置は義務です。設置期限は5月31日!)。



住宅用火災警報器

◆消防団訓練で中土橋が通行止め◆

消防団合同訓練のため、千秋公園中土橋付近(県民会館東側から広小路へのT字路)が、4月3日(日)午前6時40分～7時30分、通行止めになります。詳しくは、城東消防署へ。☎(832)3404

問い合わせ 消防本部予防課☎(823)4247



固定資産の評価額と課税内容を確認できます

閲覧

固定資産税の課税内容を確認することができます。

閲覧できるもの

固定資産課税台帳…所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額、課税標準額、年税額など
※固定資産課税台帳の写しを無料で交付します。

閲覧できるかた	①	・納税義務者 ・納税義務者と同居の親族(同一世帯に限る) ・納税管理人 ・納税義務者の代理人(委任状が必要)	納税義務者本人が所有する固定資産を閲覧できます
	②	土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた	当該権利がある土地部分を閲覧できます
	③	家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた	当該権利がある家屋部分およびその敷地の土地部分を閲覧できます
	④	固定資産を処分する権利を有するかた	当該権利がある土地・家屋を閲覧できます

閲覧期間 4月1日(金)から通年(平日のみ)

閲覧場所
時間

資産税課(市役所1階)、土崎支所、西部市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター▶8:30~17:15
アルヴェ駅東サービスセンター▶9:00~17:15
※資産税課以外では記載事項の説明は行いません。課税内容の問い合わせは資産税課へ。

持ち物

- 納税通知書と運転免許証など本人であることを証明できるもの
- 「閲覧できるかた」の②~④のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)
- 法人の場合は、「法人名が入った印」を押した申請用紙または委任状

縦覧

自分の土地・家屋の評価額と、ほかの土地・家屋の評価額とを比べることができます。

縦覧できるもの

土地価格等縦覧帳簿…所在、地番、地目、地積、評価額
家屋価格等縦覧帳簿…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

縦覧できるかた

- 納税者 ●納税者と同居の親族(同一世帯に限る)
- 納税管理人 ●納税者の代理人(委任状が必要)

縦覧期間

4月1日(金)から5月31日(火)までの平日

縦覧場所
時間

資産税課(市役所1階)、河辺・雄和市民センター(両地域内の資産に限る)
▶8:30~17:15

持ち物

- 納税通知書と運転免許証など本人であることを証明できるもの
- 法人の場合は、「法人名が入った印」を押した申請用紙または委任状

※この制度は土地や家屋の評価を比較し、自己所有の資産の評価が適正かどうか確認していただくものです。その趣旨からはずれる場合は、お断りすることがあります。
※縦覧帳簿の写しは交付しません。



平成23年度固定資産税の納税通知書を5月6日(金)にお送りします。納期内納付にご協力ください。

問い合わせ

資産税課…土地担当☎(866)2056
…家屋担当☎(866)2057
…償却資産担当☎(866)2836
河辺市民センター☎(882)5171
雄和市民センター☎(886)5540



ぜひご参加ください！ ごみ減量・分別説明会

ごみの現状や減量目標などをまとめたDVDをご覧いただきながら、身近にできるごみ減量のポイントを説明します。また、分別方法など、ごみに関する質問もお受けします。直接、右表の会場へどうぞ。

出張説明会も開催します！

みなさんから依頼があれば、町内会やサークル、職場の集まりなどに市職員が出向いて説明会を開催します。申し込みは環境都市推進課へどうぞ。☎(866)2943

●説明会の日程

	日時	会場
3月22日(火)	午前10時~	港北地区コミセン 豊岩地区コミセン
	午後2時~	飯島地域センター 上新城地域センター
3月23日(水)	午前10時~	寺内地域センター
	午後2時~	東部公民館